

## 函館市地域放課後児童健全育成事業障がい児受入準備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の放課後児童健全育成事業において、障がいを持つ児童を受け入れるための環境整備に要する費用に対する補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、放課後児童健全育成事業を実施している者に対し交付することにより、障がいのある児童のそれぞれの特性にあった保育を行う環境を作り出すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「障がいを持つ児童」とは、次のいずれかに該当する特別支援教育対象の児童をいう。

- (1) 身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児童
- (2) 公的機関または医師から障がいの判定を受けた児童
- (3) 特別児童扶養手当支給対象者

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、本市の委託により放課後児童健全育成事業を実施している者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、既存の放課後児童健全育成事業を実施するための施設（以下「放課後児童クラブ」という。）において、障がいを持つ児童を受け入れるために必要と認める施設の改修、設備の設置または修繕および物品の購入を行う事業とする。

(補助対象事業の制限)

第6条 補助対象事業は、当該年度中に障がいを持つ児童を受け入れるもののみとする。

2 受け入れる児童の障がいの種類や程度によっては、同一の放課後児

童クラブにおいて複数回実施することも可能とする。

3 次に掲げる事業は補助対象外とする。

(1) 既存の放課後児童クラブの破損，老朽化等に伴う改修または修繕を行う事業

(2) 他の補助等を受ける場合。ただし，対象経費と他の補助等の対象となる経費を明確に区分することができる場合は，補助金の交付の対象とすることができる。

(補助事業者の責務)

第7条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は，事業により取得し，または効用の増加した財産については，事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに，その効率的な運用を図るものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第7条第1項に規定する申請書は別記第1号様式に，同条第2項第1号に規定する計画書は別記第2号様式に，同項第2号に規定する収支予算書は別記第3号様式によるものとする。

(補助対象事業の変更または中止)

第9条 規則第9条第1項第1号の規定により市長に承認を受ける場合の申請書は，別記第4号様式によるものとし，その結果については，別記第5号様式により通知するものとする。

2 規則第9条第1項第2号の規定により市長の承認を受ける場合の申請書は，別記第6号様式によるものとし，その結果については，別記第7号様式により通知するものとする。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は，補助金の交付の対象となる経費の全額または100万円のいずれか少ない額とし，予算の範囲内において交付するものとする。ただし，補助金の交付の対象となる経費を合計した額に1,000円未満の端数が生じる場合には，これを切り捨てた額とする。

(交付決定の通知)

第11条 規則第10条に規定する通知書は，別記第8号様式によるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第17条第1項に規定する実績報告書は別記第9号様式に、同条第2項第1号に規定する実績書は別記第10号様式に、同項第2号に規定する収支決算書は別記第11号様式によるものとする。

(補助金の額の確定の通知)

第13条 規則第18条第1項および第2項の規定による通知は、別記第12号様式の通知書によりするものとする。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る書類を、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき、内閣総理大臣が別に定める期間(以下「内閣総理大臣が定める期間」という。)まで保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して、内閣総理大臣が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付または担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の財産の処分をしようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から内閣総理大臣が定める期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、財産を処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の全部または一部を市に納付させることができる。

(仕入控除税額の報告等)

第16条 事業完了後に消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第13号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。なお、補助対象者が全国的に事業

を展開する組織の支部，支社，支所等であって，自ら消費税および地方消費税の申告を行わず，本部，本社，本所等で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は，その申告に基づき報告を行うものとする。

附 則

この要綱は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。